

井原市工業等振興条例施行規則

井原市工業振興条例施行規則（昭和58年井原市規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、井原市工業等振興条例（平成2年井原市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置期限）

第2条 条例第2条第3号及び第4号に規定する「一定期間」とは、指定事業所の延べ面積が、2,000平方メートル未満のものについては建設工事着手日後1年、2,000平方メートル以上のものについては建設工事着手日後2年とする。

（指定の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定により指定を受けようとする者は、指定事業者指定申請書（様式第1号）を、事業所の建設工事着手予定日の3月前から1月前までの間に市長に提出しなければならない。

（指定の通知）

第4条 市長は、条例第3条第2項の規定により指定したときは、指定事業者指定通知書（様式第2号）により、また、指定をしないときは、その旨を文書により申請者に通知しなければならない。

（固定資産税の税額に乗じる率）

第5条 条例第5条第1号に規定する固定資産税の税額に乗じる率は、3年度間100分の100とする。

（公共施設等）

第6条 条例第5条第3号に規定する「公共施設等」とは、次に掲げる施設で、その構造及び施工範囲について当該公共施設等の管理者の承認を得たものとする。

- （1）道路（橋梁及び側溝を含む。）
- （2）河川
- （3）用水路及び排水路
- （4）その他市長が適当と認める施設

（延べ面積）

第7条 条例第6条第1号に規定する「延べ面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。ただし、指定事業者がその業の用に供する建物で市内に有するもののうち、指定事業所の新增設のため建設工事着手日前1年の間にその全部又は一部を用途廃止したものがあつた場合は、用途廃止した部分の延べ面積を指定事業所の延べ面積から減じたものとする。

（取得価額）

第8条 条例第6条第2号に規定する「取得価額」とは、建物及びそれに附属する機械装置の購入に要した費用の合計をいう。ただし、指定事業者がその業の用に供する建物及び機械装置で市内に有するもののうち、指定事業所の新增設のため建設工事着手日前1年の間にその全部又は一部を用途廃止したものがあつた場合は、用途廃止した建物及び機械装置の地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく固定資産

評価額を指定事業所の取得価額から減じたものとする。

(奨励金等の交付申請)

第9条 指定事業者は、奨励金等交付申請書(様式第3号)を次に定める期日から1月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業所設置奨励金 基準日又は指定事業所に賦課される固定資産税の最初の納期限のいずれか遅い日。ただし、第2年度及び第3年度については、当該年度の固定資産税の最初の納期限とする。

(2) 雇用奨励金 基準日

(3) 周辺整備促進助成金 基準日

(奨励金等の交付決定)

第10条 市長は、条例第8条の規定により奨励金等の交付を決定したときは、奨励金等交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(届出)

第11条 条例第4条及び第13条の規定による届出は、それぞれ事業計画変更届(様式第5号)、工事着手届(様式第6号)、工事完了届(様式第7号)、操業開始届(様式第8号)、操業休止(廃止)届(様式第9号)及び指定事業者承継届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。